

表 彰 内 規

- 第1条 一般社団法人函館地区トラック協会会員事業所の従業員表彰は、この内規の定めるところにより毎年1回会長表彰を行う。
- 第2条 表彰は、現に会員事業所所属の従業員であって、成績・操行ともに他の模範であり、且つ下記に該当し、事業主の推薦があった者のうちから、理事会が選考して行う。
- (1) 次の期間、連続無事故・無違反の運転者
- イ 勤 続 5年以上
 - ロ 勤 続 10年以上
- (2) 同一事業所に永年勤続している勤務成績優秀な従業員
- イ 勤 続 20年以上
 - ロ 勤 続 30年以上
- 第3条 第2条の勤続年数は毎年3月31日において原則として 同一事業所に勤続した者であることを要する。
- 2, 勤続年数通算の特例
- 会員相互間の事業所勤続年数を通算して、第2条(1)の勤続年数資格に達するものを推薦する場合は、別に定める『勤務証明書』を添付するものとする。
- 第4条 第2条(1)の表彰を受けた者は、再び同種の表彰を受けることはできない。
同一年度に第2条(1)(2)を同時に受ける事はできない。
- 第5条 第2条によるほか、特に功績があり、表彰の要あると認めるときは、理事会が審議の上、適時表彰する。
- 第6条 被表彰者には表彰状及び記念品を授与する。
- 第7条 第2条(1)の被表彰者の推薦は別に定める推薦用紙により、『無事故無違反証明書』を添付し、申請するものとする。

附 則 この内規は 昭和61年4月1日から施行する。
平成10年4月 第2条 第7条一部改正
平成25年7月5日 第6条一部改正